



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

株式会社 SBI 新生銀行

サステナビリティファイナンス・フレームワーク

据置



発行体	株式会社 SBI 新生銀行
評価対象	株式会社 SBI 新生銀行 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 株式会社 SBI 新生銀行の概要

株式会社 SBI 新生銀行（以下、SBI 新生銀行）は、SBI ホールディングス（SBIHD）の連結子会社であり、法人業務ではストラクチャードファイナンス（SF）、個人業務では消費者金融、信販・カードなどに強みを持つ大手銀行である。法人業務では SF を強みとしている。中でも不動産ファイナンスとプロジェクトファイナンスの残高が多い。不動産ファイナンスでは、国内外の不動産ノンリコースファイナンスや REIT 向けファイナンスに関する豊富な実績を有する。プロジェクトファイナンスでは、再生可能エネルギー分野において国内主要アレンジャーの地位を確立している。太陽光を中心に、風力、バイオマス、地熱などの多様な案件を手掛けている。自行が保有する残高が拡大していることに加え、地域金融機関とのネットワークを活かしディストリビューションの実績も増えている。個人業務では、消費者金融大手の新生フィナンシャル、信販大手のアプラスなどを連結子会社としている。新生フィナンシャルは長年培ってきた営業・審査ノウハウなどを強みとし、「レイク」ブランドで高い知名度を持つ。

▶▶▶2. SBI 新生銀行の中期経営計画とサステナビリティに係る取り組み

SBI 新生銀行グループは、2022 年度から開始された中期経営計画「SBI 新生銀行グループの中期ビジョン」の一環として、「事業を通じてサステナビリティを実現する」という基本戦略を掲げている。この戦略に基づき、「持続可能な環境や社会への責任」を重視したサステナビリティの重点課題を 8 つの分野に分けて取り組んでいる。これらの取り組みのもと、顧客や世の中での環境・社会課題を解決する事業に取り組み、顧客から支持されることでグループが持続的に成長し、その成長が環境・社会の持続性に役立つ好循環を生み出すことを目指している。これの実現のために、サステナビリティ経営として「事業を通じた環境・社会・お客さまへの長期的な貢献」と「SBI 新生銀行グループの持続的な成長」との好循環を目指している。SBI 新生銀行は、SBI 新生銀行グループの機能を存分に活用して顧客の課題解決に取り組むことで、顧客の事業とそれを取り巻く環境・社会がより良いものとなり、そのことが SBI 新生銀行グループの企業価値向上に繋がると考えている。SBI 新生銀行はこれらを「グループサステナビリティ経営ポリシー」として、サステナビリティ経営における基本方針として定めている。

▶▶▶3. グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンド・フレームワークについて

JCR は 2021 年 2 月に SBI 新生銀行のサステナビリティ・ファイナンス・フレームワークに対して SU1(F)を付与している。今般、SBI 新生銀行はグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクトに係るクライテリアの追加及び一部既存の適格クライテリアを変更することを目的として、本フレームワークを改定した。今般のレビューは、本フレームワークの改定を受けたものであり、改定に伴う変更点を中心に、本フレームワークが JCR サステナビリティファイナンス評価手法に照らして適切か、また本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「ソーシャルボンド原則²」、「サステナビリティボンド・ガイドライン³」、「グリーンボンドガイドライン⁴」及び「ソーシャルボンドガイドライン⁵」に適合しているか否かの評価を行う。

SBI 新生銀行は、調達した資金について、あらかじめ本フレームワークで定められた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに対するファイナンス又はリファイナンスに充当する予定である。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果及び社会的便益が期待されると評価している。

プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制及びレポートングについては改定前のフレームワークから大きな変更はなく、引き続き適切に構築されていると評価している。

これらの結果、JCR は本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を”gs1 (F) ”、「管理・運営・透明性評価」を

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

² ICMA Social Bond Principles 2023
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

³ ICMA Sustainability Bond Guidelines 2021
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

⁴ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2024 年版 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

⁵ 金融庁 ソーシャルボンドガイドライン 2021 年 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

“m1 (F)”とし、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」を“SU 1 (F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる⁶。

⁶ これらは、ICMA、環境省および金融庁等がそれぞれ自主的に公表している原則・ガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力も持つものではない。しかし、現時点において国内外で広く参照されている基準であることから、当該原則・ガイドラインへの適合性を確認している。

目次

■評価フェーズ1：グリーン性・ソーシャル性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
 - (1) グリーンプロジェクトについて
 - (2) ブループロジェクトについて
2. プロジェクトの社会的便益について
3. 環境・社会に対する負の影響について
4. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途
【評価の視点】

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

SBI新生銀行が本フレームワークで資金使途とした全8項目の資金使途は、いずれも環境改善効果、又は社会的便益が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク（一部抜粋）

本調達フレームワークに基づき調達された資金は、グリーン分野・ソーシャル分野共通の適格プロジェクト条件を満たし、かつグリーン分野の適格プロジェクト条件又はソーシャル分野の適格プロジェクト条件の一つ以上を満たすプロジェクト（以下「適格プロジェクト」という。）のファイナンス又はリファイナンスに充当する。

■グリーン分野・ソーシャル分野共通の適格プロジェクト条件

調達した資金をリファイナンスに充当する場合、サステナビリティファイナンスの発行日から遡って24ヵ月以内に当行からプロジェクトへの資金実行が行われたものであること（資金実行が分割実行の場合には最終資金実行日を基準とする）

■グリーン分野の適格プロジェクト条件

明確な環境改善効果が認められるプロジェクトであることを前提とし、かつ/又は資金使途が次の表で示す適格プロジェクトカテゴリー及び適格プロジェクトに該当するもの。

適格プロジェクトカテゴリー及び適格プロジェクト

適格プロジェクトカテゴリー	適格プロジェクト
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電 ・ 風力発電 ・ 水力発電（大規模発電は改修工事・維持管理費のみ対象、中小水力は30MW未満を対象とする。） ・ 地熱発電 ・ 再生可能エネルギーにより発電された電気を貯蔵する蓄電池 ・ 事務所、工場、住宅、データセンター等について、再生可能エネルギー購入資金を資金使途とする事業

エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、工場、住宅等について、30%以上の省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修を行う事業 ※BELS、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の環境認証取得及びその他省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修（断熱改修を含む。）に関わるもの 												
クリーンな運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・電動車（電気自動車、燃料電池自動車等）、鉄道の製造・導入、それらを利用するためのインフラの整備等を行う事業 ・貨物輸送や旅客輸送などについてより環境負荷の小さい輸送手段へ変更をおこなう鉄道や船舶への利用への転換、自転車や公共交通機関への切り替えを促進するモーダルシフトに関する事業 												
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①-④の第三者認証のいずれかを取得済若しくは今後取得予定の不動産 ① CASBEE 建築（S~B+ランク） ② CASBEE 自治体（S~B+ランク）（工事完了から3年） ③ DBJ Green Building 認証（5つ星~3つ星） ④ BELS 評価（ZEH・ZEBを含む。評価取得時期・対象不動産種別により、下表のとおりとする） <table border="1" data-bbox="608 835 1329 999"> <thead> <tr> <th rowspan="2">不動産種別</th> <th colspan="2">BELS 評価取得時期</th> </tr> <tr> <th>2024年4月以降</th> <th>2024年3月末日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再エネなし住宅</td> <td>4~3</td> <td rowspan="3">5~3</td> </tr> <tr> <td>再エネあり住宅</td> <td>6~4</td> </tr> <tr> <td>非住宅※</td> <td>6~4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、2016年以前築の既存建物の新規取得はレベル3以上かつ既存不適格（工場等（物流倉庫含む）：BEI=0.75 超え）ではないこと</p>	不動産種別	BELS 評価取得時期		2024年4月以降	2024年3月末日まで	再エネなし住宅	4~3	5~3	再エネあり住宅	6~4	非住宅※	6~4
不動産種別	BELS 評価取得時期												
	2024年4月以降	2024年3月末日まで											
再エネなし住宅	4~3	5~3											
再エネあり住宅	6~4												
非住宅※	6~4												

■ソーシャル分野の適格プロジェクト条件

社会的インパクトの実現につながっていることを前提とし、次の①及び②のいずれか又は両方を満たすプロジェクトであること。

- ①：資金使途が次の表で示す適格プロジェクトカテゴリ及び適格プロジェクトに該当すること。
- ②：ある一定の対象となる人々に対するポジティブなアウトカムの達成を追求するプロジェクトであること。

適格プロジェクトカテゴリ類及び適格プロジェクト

適格プロジェクトカテゴリ	適格プロジェクト
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設/学童保育（放課後等デイサービス含む）施設の提供 ・高齢者向け介護支援サービス/高齢者福祉施設（介護施設を含む。）の提供 <ul style="list-style-type: none"> 介護施設は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（介護保険法上の介護老人福祉施設） ・老人保健施設（介護保険法上の介護老人保健施設） ・介護医療院（介護保険上の施設） ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・高齢者向けの介護予防（運動促進等）プログラムの提供 ・高齢者向け住宅サービスの提供 ・介護・介助支援サービス/障がい者グループホーム等の提供 ・高齢者・障がい者等の利便性を考慮したバリアフリー設備の設置・整備※ <ul style="list-style-type: none"> ※単独でのソーシャルプロジェクトではなく、追加的な評価のポイントとして考慮するものとする
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等の建設資金
<u>事業承継</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継に係る投融資
<u>手ごろな価格の住宅</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携ファンド等を活用した、手ごろな価格の住宅の建築・改築・改修・運営に関する事業※ <ul style="list-style-type: none"> ※以下について、自治体が確認することを条件とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保用配慮者 ・周辺相場より低廉な家賃である事

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

(1) グリーンプロジェクトについて

資金使途 1：再生可能エネルギー

資金使途 1 は、本フレームワークに定めた再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電）に係る設備、再生可能エネルギーにより発電された電気を貯蔵する蓄電池に係る投融資である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

太陽光や風力、水力、地熱といった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接 GHG を排出しないクリーンなエネルギーであり、火力発電等で使用される化石燃料を代替することができる。短期的な GHG 削減目標の達成においては、現時点で利用可能かつコスト効率が高い技術を早期に導入していく必要があり、第一には太陽光発電と風力発電が該当する。IEA の NEZ シナリオにおいても 2030 年に向けて太陽光発電と風力発電を急速に導入し、2030 年までに 4Gt-CO₂ を太陽光及び風力発電によって削減することを想定している。また、同シナリオにおいて、2030 年～2050 年の GHG 削減量のうち約 1/4 を電化による削減が占める。通常、電化した設備は電力系統から受電した電力で動作させるため、電源構成において太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの比率を高めることが重要になる。以上の通り、太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの導入は、世界のカーボンニュートラル達成のために最優先で取り組む必要がある課題であると言える。

太陽光発電、風力発電といった再生可能エネルギーは、間歇的なエネルギー源 (Intermittent Energy Source) とも呼ばれ、日射量や風況といった気象条件によって発電量が変動し、安定した電力供給が難しいといった特性を有している。蓄電池は、この再生可能エネルギーの発電特性を補うもので、再生可能エネルギーの発電量が多いときにエネルギーを貯蔵しておき、再生可能エネルギーの発電量が減少し、需要を満たせなくなったときに保存していたエネルギーを電力に変換して供給することで安定的な電力供給を可能とするものである。国際エネルギー機関 (IEA) が公表している World Energy Outlook2024 では、Net Zero Emission シナリオにおいて、蓄電池容量は 90GW (2023 年) から 850GW (2030 年) まで増加すると見込まれており、今後蓄電池に関する設備投資は大きく増加することが予想される。⁷

2025 年 2 月に閣議決定した「第 7 次エネルギー基本計画」においては、日本において従来から目標となっている 2050 年カーボンニュートラル (2020 年 10 月表明) の実現に向けた野心的な目標として、2035 年度、2040 年度に 60%、73%削減 (いずれも 2013 年度比) することを目指すこととしている。再生可能エネルギーについては、2023 年度における電源構成比で約 23%まで拡大しているが、今後も S+3E (安全、安定供給、経済効率性、環境適合) を大前提としつつ、再生可能エネルギーの主力電源化に徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしている。

上述の目標達成に向けて、2040 年度における再生可能エネルギーの電源構成比率につき 4 割～5 割まで引き上げる必要があり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められる状況にある。

⁷ 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-2.pdf>

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
火力	68.6%	3～4割程度	
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

図表 1：第 7 次エネルギー基本計画における 2040 年度の電源構成の見通し⁸

資金使途 2：エネルギー効率

資金使途 2 は、事務所、工場、住宅等について、30%以上の省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修、BELS、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の環境認証取得及びその他省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修（断熱改修を含む。）に関わる事業に係る投融資である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「省エネルギーに関する事業」に該当する。

本資金使途における省エネ性能については、30%程度のエネルギー効率の削減を目途として融資判断を行うこととしており、環境改善効果の高い適格基準を設定していると JCR は評価している。

エネルギー効率を高める取り組みの一つとして SBI 新生銀行が挙げている ZEB・ZEH に関しては以下の通りである。

ZEB・ZEH

ZEB（Net Zero Energy Building）は、建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等により削減し、正味（ネット）でゼロにすることを目指した建築物である。ZEB には、①ZEB（省エネ（50%以上）+創エネで 100%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、②Nearly ZEB（省エネ（50%以上）+創エネで 75%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、③ZEB Ready（50%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、④ZEB Oriented（延べ面積 10,000 m²以上で、事務所・学校・工場等の場合は 40%以上、ホテル・病院・百貨店・飲食店・集会所等の場合は 30%

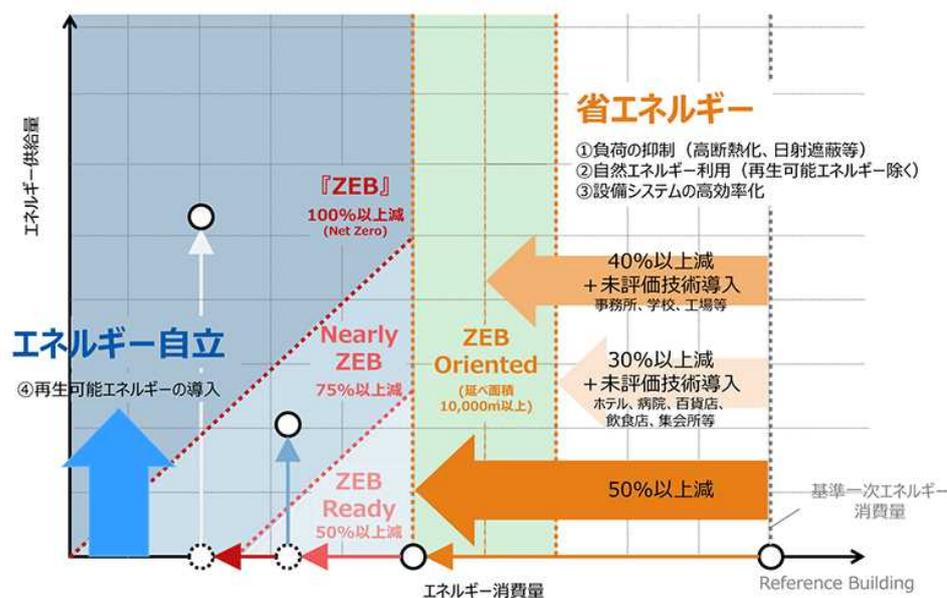
⁸ 資源エネルギー庁「第 7 次エネルギー基本計画」（令和 7 年 2 月）

以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)の4段階があり、いずれの省エネ性能も後述するBELSの5つ星(令和6年度基準)に相当する。

ZEHは、Net Zero Energy Houseの略であり、広義では「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した集合住宅」を指している。

ZEHには、(1)『ZEB』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減)、(2)『Nearly ZEH』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減)、(3)『ZEH Ready』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の一次エネルギー消費量削減)、(4)『ZEH Oriented』(再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減)の4段階がある。

SBI新生銀行が適格クライテリアとして定めるZEBまたはZEH水準の物件(nearly、ready、orientedを含む)は、基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減の必要があるため、BELSにおける5つ星(令和6年度基準)相当水準以上の優れたBEI値を有することとなり、資金使途として適切であるとJCRは考えている。



図表 2: ZEB の定義⁹

資金使途 3: クリーンな運輸

資金使途 3 は、電動車(電気自動車、燃料電池自動車等)、鉄道の製造、導入、それらを利用するためのインフラの整備、貨物輸送や旅客輸送などについてより環境負荷の小さい輸送手段へ変更をおこなう鉄道や船舶への利用への転換、自転車や公共交通機関への切り替えを促進するモーダルシフトに関する事業に対する投融資である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「クリーン輸

⁹ 資源エネルギー庁「平成 30 年度 ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」(2018 年 3 月)

送)、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

電気自動車 (BEV) 及び燃料電池自動車 (FCV) に代表される電気自動車は、搭載されているバッテリー (蓄電池) からエネルギーを取り出しモーターを回転させて走行する方式の電気自動車である。FCV は、燃料電池と水素タンクを備えた自動車であり、走行時に空気を取り込み、水素と酸素を反応させ電気エネルギーと水を生み出し、そのエネルギーで走行する方式の電気自動車である。BEV、FCV ともに走行時に、内燃機関車を動かした際に発生する CO₂ 等の排気ガスを排出しない。

また、充電ステーション等電気自動車を利用するためのインフラは、電気自動車の普及のために重要であり、間接的にはあるが環境改善効果の発現に貢献すると考えられる。

モーダルシフトは、トラック等で行われている貨物輸送や旅客輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換することである。たとえば、1 トンの貨物を 1km 運ぶ (=1 トンキロ) 際の CO₂ 排出量は、トラックが 208g であるのに対し、鉄道は 20g (約 1/10) であり、鉄道の利用によって環境負荷の低減が実現される。また、鉄道は CBI の Low Carbon Transport においてもグリーン適格とされている。

資金使途 4：グリーンビルディング

資金使途 4 は、高い第三者認証機関の認証を取得済 (もしくは今後取得予定) の不動産の建設・取得 (融資期間中認証が維持されることが前提) に対する投融資を対象としており、高い環境改善効果が期待される。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング¹⁰」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

SBI 新生銀行が資金使途とするグリーンビルディングの環境認証の種類は以下の通りである。

CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称 (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築 (新築) の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の「環境品質」 (Q=Quality) と建築物の「環境負荷」 (L=Load) の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE (建築物の環境効率) の値によって行われる。評価結果は、S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B- ランク (やや劣る)、C ランク (劣る)、の 5 段階 (CASBEE-不動産は S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B ランク (必須項目を満足) の 4 段階) に分かれている。高評価をとるためには、

¹⁰ 日本証券業協会「グリーンボンド原則 2021 グリーンボンド発行に関する自主的ガイドライン 2021 年 6 月 (2022 年 6 月付録 | 改訂)」
(https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Translations/Japanese-GBP-2021_Appendix-1-2022-010822.pdf) を参照

省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

自治体版 CASBEE は、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度などに CASBEE が活用されている。この際、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。また、本フレームワークではロックバック期間を工事完了日より3年としており、CASBEE-建築（新築）の有効期間と一致している。以上より、自治体版 CASBEE も CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。

以上を踏まえるに、SBI 新生銀行が適格性基準として定める CASBEE-建築（新築）に関して、BEE が 1.0 以上であり、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に上回る物件である。また、CASBEE-不動産においても、環境改善効果に係る計測の基準は BEE ではないものの、CASBEE-建築等における B+相当以上の性能を有する物件である。これらを踏まえるに、総じて十分な環境改善効果を有し資金使途として適切であると JCR は考えている。

DBJ Green Building 認証

株式会社日本政策投資銀行（DBJ）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Energy & Resources（建物の環境性能）」、「Amenity（テナント利用者の快適性）」、「Resilience（危機に対する対応力）」、「Community & Diversity（多様性・周辺環境への配慮）」、「Partnership（ステークホルダーとの連携）」の5つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR は本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証」に相当すると考えている。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境及び社会に対する具体的な「優れた取り組み」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている。さらに、3つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10%（5つ星）、上位 30%（4つ星）、上位 60%（3つ星）の集合体を対象としている。したがって、SBI 新生銀行が適格性基準として定める3つ星以上の建物は、不動産市場の中でも環境性能の高い物件に絞られていると考えられ、環境改善効果を有し資金使途として適切であると JCR は考えている。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評

価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果はBEI (Building Energy Index) によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25% 以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20% 以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50% 以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0% 未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30% 以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0% 未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30% 以上 40% 未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0% 以上が省エネ基準、20% 以上が誘導基準となっている。

SBI 新生銀行が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

2. プロジェクトの社会的便益について

資金使途 5-1：社会福祉（保育施設等）

資金使途 5-1 は、保育施設/学童保育（放課後等デイサービス含む）施設の提供に対する投融資を対象としている。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「子育て世代」を対象とする「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

待機児童とは、調査日時点において、保育の必要性の認定(2号または3号) がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。）または特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものをいう¹¹。女性（25～44歳）の就業率の上昇に伴い、保育所利用希望者が増加の傾向にある中、保育所利用を希望しても入所できない児童の受け皿整備が課題となっている。

平成 25 年度から始まった待機児童解消加速化プラン（目標：5 年間で約 50 万人）、平成 30 年度から開始された子育て安心プラン（目標：3 年間で約 32 万人）に続き、令和 3 年度からは新子育て安心プラン（目標：4 年間で約 14 万人）として、地域特性に応じた支援、保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用などの取り組みがされている。これらの施策によって平成 25 年 4 月 1 日時点で 22,471 人いた待機児童は、令和 5 年 4 月 1 日時点では 2,680 人へと大きく減少しているものの、依然として解消されていない¹²。また、女性（25～44 歳）の就業率は平成 31 年度で 77.7%だが、政府の令和 7 年度の目標は 82%であり、保育所利用希望者数は今後も増加の一途をたどることが予測される中、さらなる保育の受け皿整備が必要とされている。



図表 3：女性就業者率と保育の受け皿量・申込者数の推移¹³

共働き家庭は、子供が小学校 1 年生に上がる際に、「小 1 の壁」に直面することが多い。一般に保育所は延長保育が 18 時以降も設定されているところが多いが、公立小学校に併設する学童保育の多

¹¹ 保育所等利用待機児童定義 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000140763.pdf>

¹² 新子ども安心プラン 子ども家庭庁
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/shin-plan>

¹³ こども家庭庁 令和 5 年 4 月の待機児童数調査のポイント

くは 18 時までのことが多く、残業や勤務地と自宅が遠距離にある労働者は、子供を長時間預かってくれる先がないために、勤務を断念しなければならないケースもある。これに対応するため、政府は 2014 年に「放課後子ども総合プラン」、2018 年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、2023 年度末までに放課後児童クラブの受け皿を約 152 万人分に達するまで整備することを掲げていた。

現在は「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、引き続き待機児童解消に向けた受け皿の整備等を推進するための「放課後児童対策パッケージ」が運用されている。2024 年 12 月に公表された「放課後児童対策パッケージ 2025」では、過年度までの取り組みにより、待機児童の受け皿は 151.9 万人と目標としていた 152 万人を達成したものの、待機児童数は 2024 年 5 月で 1.8 万人と前年同月（1.6 万人）より増加しているとし、引き続き待機児童解消に向けた取り組みの推進を重要視している。

以上から、本資金使途は子育て世代に係る社会的課題の解決に貢献するため、社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

資金使途 5-2：社会福祉（高齢者向け施設）

資金使途 5-2 は、介護関連施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の設備投資、高齢者向けサービス（介護予防、住宅サービス）にかかる投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「高齢者」を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス（健康）」に該当する。

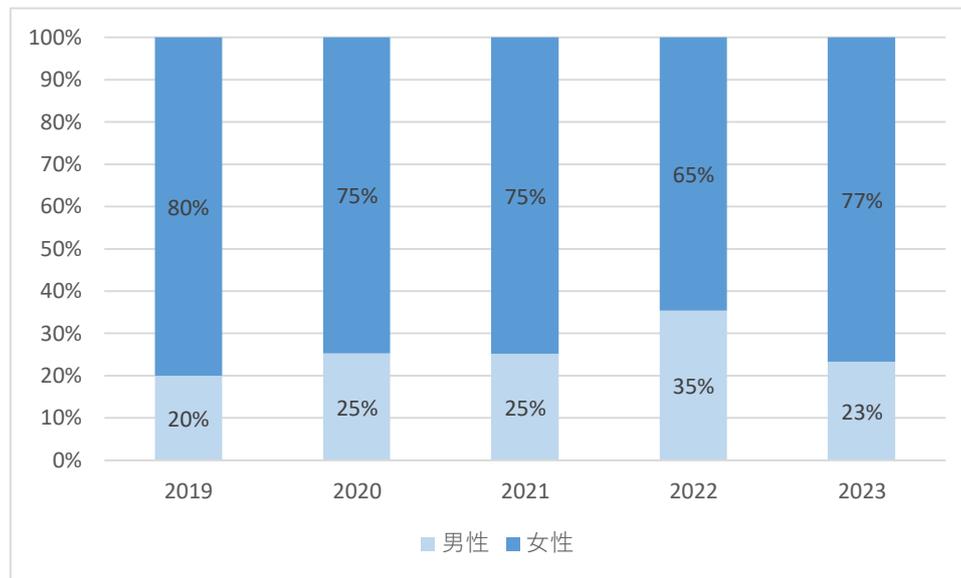
国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（2017 年 4 月推計）をみると、2025 年における 75 歳以上人口は約 2,180 万人で、全国のおよそ 5 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者となる。2015 年時点では総人口の 26%だった 65 歳以上人口は、2025 年時点推計では、総人口の約 30%、全国で約 3,677 万人、東京都では約 332 万人に達すると予測されている。同研究所による世帯数の将来推計（2018 年 4 月推計）では、世帯主年齢が 65 歳以上の一般世帯の総数は、2015 年の 1,918 万世帯から 2040 年の 2,242 万世帯へと 324 万世帯増加することになる。世帯主年齢が 75 歳以上の世帯は、2015 年の 888 万世帯から 2040 年の 1,217 万世帯へ、329 万世帯増加する。2015 年時点では 75 歳以上の世帯のうち、単独世帯の割合は 37.9%であったが、2040 年には 42.1%とほぼ半数が単独世帯となる見込みである。高齢者の単独世帯については、介護を必要とせず、自立した生活が可能な高齢者であっても、有事の際の支援体制や孤独死防止の観点から、24 時間管理体制や必要に応じて外部の介護・医療施設と連携している等のサービスが付帯された居住施設の整備が今後の超高齢社会に向けて重要であるが、施設の増設にあたっては次のような社会的課題がある。

社会的課題 1：介護施設への需要増加と供給不足

日本は現在急速に進展する少子高齢化の問題に直面している。介護施設に対する需要は増加の一途をたどる一方で、供給が追いついておらず、要介護 3 以上の特養自宅待機者は、2020 年 8 月の厚生労働省社会保障審議会（介護給付費分科会）資料によれば 11.6 万人となっており、入所申込者総数の約 39.7%に上っている。

社会的課題 2：女性の高い離職率

日本では、高齢者の家族が介護・看護のために離職する人数は約 7 万人以上の水準で推移している。下図は厚生労働省の雇用動向調査の中で公表されている「介護・看護を理由とする離職者数」の性別構成比率に関する推移である。同図が示すように、介護・看護を理由とする離職者の概ね 7 割から 8 割は女性であり、介護負担が女性の社会進出を促進するうえでの障害の一因となっていることがわかる。



図表 4：「介護・看護を理由とする離職者数」の性別構成比率¹⁴

以上より、本資金使途は社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

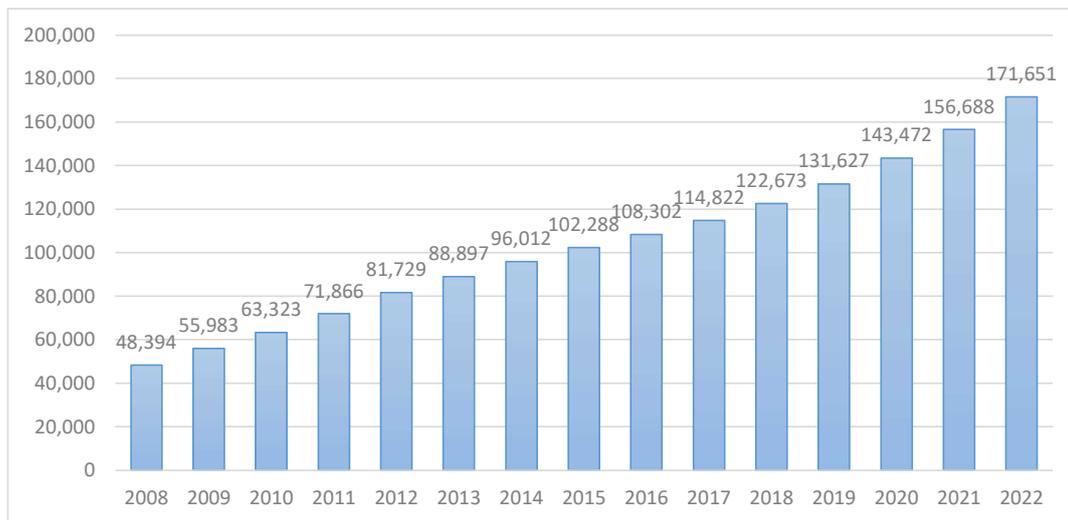
資金使途 5-3：社会福祉（障がい者向け施設）

資金使途 5-3 は、障がい者向けグループホーム等の設備に対する投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「障がい者」を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス（教育と訓練）」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

政府は、障がい者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、グループホームなど地域における住まいの場の確保が重要であるとしている。このため、厚生労働省、国土交通省の連名で通知を发出し、障がい者の住まいの場の確保等に関する両省の施策について広く紹介するとともに、各地方公共団体においても、福祉部局と住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取り組みを強化するよう働きかけが行われている。

障がい者向けグループホームは、障がいのある方が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場である。1つの住居の利用者数の平均は 6 名程度で、介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型があり、2020 年度には利用者数が約 14 万人に上っており、今後も需要が伸びていく見込みとなっている。

¹⁴ 厚生労働省 雇用動向調査より JCR 作成



図表 5：障がい者向けグループホーム 利用者数の推移¹⁵

以上から、本資金使途は社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

資金使途 5-4：社会福祉（バリアフリー施設）

資金使途 5-4 は、バリアフリー設備に係る投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「高齢者」及び「障がい者」を対象とする「手ごろな価格の基本的インフラ設備」に該当する。

日本政府は、高齢者や障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性を社会課題と捉えており、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）を 2006 年 12 月に施行している。日本政府は、これまで 2011 年度から 2020 年度の 10 年間でバリアフリー化の整備目標等を立案し推進してきたが、少子高齢化の進展等を踏まえて 2021 年度から 2025 年度の 5 年間の目標を立案し、更なるバリアフリー化を推進している¹⁶。また、バリアフリー法に基づき策定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の中では、移動等円滑化の意義に関して、「高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、『どこでも、誰でも、自由に、使いやすく』というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。」¹⁷としており、外国人、性的マイノリティ等、より幅広い属性の多様な利用者を念頭に置いた施設整備の必要性についても指摘されている。

なお、本資金使途は単独で用いるものではなく、建物に対してグリーン性を評価する際に追加的な要素として加味する目的として運用される。

④資金使途 6：医療施設

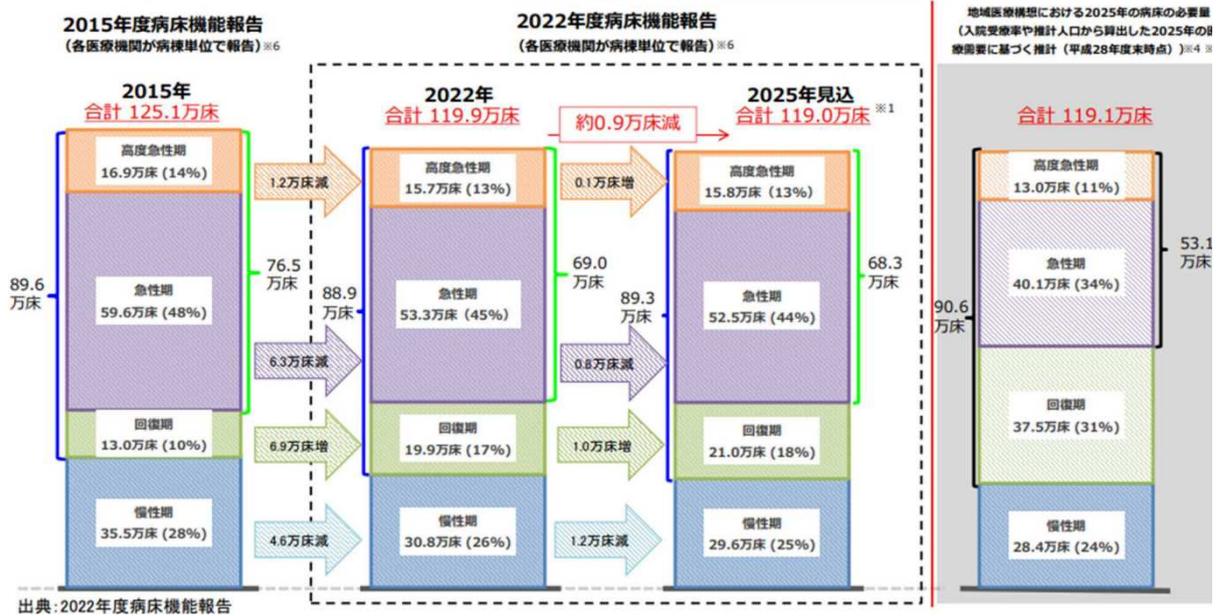
資金使途 6 は、病院の建設資金にかかる投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「医療サービスを必要とする人々」を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス（医療）」に該当する。

¹⁵ 厚生労働省 共同生活援助に係る報酬・基準について《論点等》より JCR 作成

¹⁶ 国土交通省ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

¹⁷ 国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針」より抜粋（語句表記についても原文いても原文のまま引用）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001379349.pdf>

日本の高齢化率（65歳以上人口の割合）は2025年に29.6%となり、4人に1人以上が高齢者という本格的な高齢社会を迎えている。少子高齢化の流れは今後も加速し、2040年には約35%が高齢者となることが予想され、これに備え、医療・介護サービスの提供体制の整備が求められている。高齢者の増加によって、提供すべき医療サービスが急性期から回復期・慢性期の拡充、在宅医療等の体制の整備・拡充が県内の各地域において今後の取り組むべき課題とされている。



図表6：病床別の推移と今後の必要量予測¹⁸

以上から、本資金使途は社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

資金使途7：事業承継

資金使途7は、事業承継にかかる投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「中小企業経営者とその従業員」を対象とする「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

日本企業のうち中小企業数の割合は99.7%を占め、中小企業の従業員数の割合は69.7%であり、雇用や技術の担い手として日本を支える重要な存在である¹⁹。帝国データバンクの調査によれば、コロナ関連の中小企業向け補助金の終了、人件費やエネルギー価格等の物価の高騰もあり、2022年度から2024年度にかけて、企業の休廃業件数は増加傾向にある²⁰。また、同調査によれば、休廃業の経営者年齢は平均71.3歳、年代別で70歳台が4割近くを占めており、さらに2024年の後継者に関わる調査²¹では後継者が「いない」、または「未定」とした企業は52.1%、2023年の後継者難倒産数は564件と2017年の341件から増加傾向にある。このような背景から、近年日本の中小企業において事業承継は経営課題の一つと言える。

以上より、本資金使途は社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

¹⁸ 全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議（令和6年1月23日開催）

¹⁹ 中小企業庁 都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213kigyoyou1.pdf

中小企業とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）及び中小企業関連法令において中小企業又は小規模企業として扱われる企業

²⁰ 帝国データバンク 全国企業『休廃業・解散』動向調査(2024年)

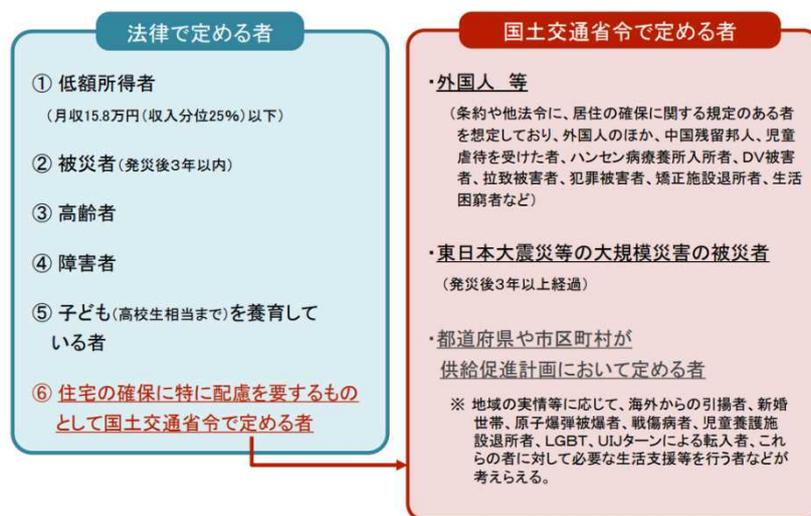
²¹ 帝国データバンク 全国「後継者不在率」動向調査(2024年)

資金使途 8：手ごろな価格の住宅

資金使途 8 は、手ごろな価格の住宅供給にかかる投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「住宅確保要配慮者」を対象とする「手ごろな価格の住宅」に該当する。

本資金使途は公的機関の関与のもとで、低収入者へ周辺相場より低廉な家賃で提供される住宅を対象としている。

政府は、2006 年に、豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保と向上の促進に関する施策について「住生活基本法」として定めた。その第 6 条において、住宅確保に特に配慮を要する者として、「低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭」等が例示された。2007 年に成立し、2017 年に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）において、上記の人々は「住宅確保要配慮者」として定義され、この定義に該当する人々の居住の安定の確保のために国、地方、および民間の各プレーヤーにおいて取り組みを行うことが求められている。



図表 7：住宅確保要配慮者の範囲²²

前述の住生活基本法を受け、日本政府は「住生活基本計画（全国計画）」を数年に一度策定している。直近の 2021 年 3 月に策定された計画では、8 つの目標のうちの 1 つとして、「目標 5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備」が設定されている。各地域においても地域特性に応じた「賃貸住宅供給促進計画」などを策定し、具体的な施策を講じることで住生活の質の向上を進めている。

以上より、本資金使途は社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

²² 国土交通省 住宅確保要配慮者の範囲について
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001475162.pdf>

3. 環境・社会に対する負の影響について

環境・社会的リスクにかかる本フレームワーク

本調達フレームワークへの適合性を判断する際には、候補プロジェクトが潜在的に環境・社会に与えるネガティブなインパクトの有無を評価することとし、潜在的に重大なリスクがある場合には、そのリスクに対して適切な緩和策が講じられており、プロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境的・社会的便益）と比べ過大でないことについて個別に評価する。環境・社会に対する潜在的リスクの評価においては、原則として社内規程「責任ある投融資に向けた取組方針」及び赤道原則に即した社内の環境・社会的リスク評価プロセスに準じて、官公庁から発行される各種ガイドライン並びに官公庁及び公的機関が定める各種社会課題に関する施策及び指針等を踏まえ、必要なレビュー及びデューデリジェンスを行うことで、ネガティブな影響の評価項目を特定する。サステナブルインパクト評価室は、環境・社会的リスクの評価に当たり、客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、外部専門家に照会する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

SBI 新生銀行では、資金使途の対象としているプロジェクトのネガティブなインパクトとして以下の項目を中心としたリスクの該当有無の確認および検証を行い、投融資を行うに際しての環境・社会面に与える影響を精査している。SBI 新生銀行では、特に環境社会面の潜在的なネガティブインパクトが大きいと考えられる案件や影響が不明な案件については、外部専門家の知見を活用し、ネガティブな影響およびその緩和策の適切性などについて、必要に応じて照会することとしている。

適格プロジェクトカテゴリー	想定される主なリスク
再生可能エネルギー	生態系の破壊や森林消失、濁水流出、景観への悪影響、騒音・振動（低周波音含む）ほか
エネルギー効率	騒音・振動、廃棄物の不適正処理ほか
クリーンな運輸	廃棄物の不適正処理、不適正なレアメタル使用、騒音、処理に伴う有害物質流出ほか
グリーンビルディング	騒音・振動、物件の瑕疵ほか
社会福祉 医療	物件の環境影響（土壌汚染、有害物質等）、労働環境、人権配慮（虐待・身体拘束）、地域コミュニティとの関係ほか
事業承継	公序良俗に反する企業
手ごろな価格の住宅	騒音・振動、物件の瑕疵ほか

図表 8：各適格プロジェクトカテゴリーにおけるリスク

これらより、JCR は資金使途の対象となるプロジェクトの環境および社会に対する負の影響について、適切に配慮されていることを確認した。

4. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
 ターゲット 8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
 ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラを開発する。
 ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
 ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 ターゲット 11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 ターゲット 11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性 (レジリエンス) 及び適応の能力を強化する。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

目標にかかる本フレームワーク（抜粋）

1. 長期ビジョンにたったサステナブルファイナンス方針

- ・ SBI 新生銀行グループ（以下「当行グループ」という。）は、当行グループのサステナビリティ経営における基本方針として社内規程「グループサステナビリティ経営ポリシー」を制定し、サステナビリティ経営に対する当行グループの考え方及び取組みを示している。
- ・ 社内規程「グループサステナビリティ経営ポリシー」に基づき、環境・社会課題に対してポジティブなインパクトをもたらす投融資先及び事業に対するファイナンス施策を一層推進することを目的として、SBI 新生銀行（以下「当行」という。）は、資金調達者としてのサステナビリティファイナンス・フレームワーク（以下「本調達フレームワーク」という。）を策定した。
- ・ 当行の法人ビジネスにおいて設置された「サステナブルインパクト推進部」は、ファイナンスを通じて、投融資先の事業活動が社会へ与える正のインパクトの増大及び負のインパクトを低減することを目的としている。本調達フレームワークに即したサステナビリティファイナンスによる資金調達は、サステナブルインパクトのコンセプトに準ずる当行の持続可能な成長機会に対応し、運用・調達両面での一貫性・整合性のある調達手段の確保として位置付けられるものである。
- ・ なお、当行グループでは、グループサステナビリティ委員会、サステナビリティ&コミュニケーション統括部を設置し、グループ全体でのサステナビリティ経営の推進体制を強化している。サステナビリティを経営の軸に据え、「新たな価値を持った金融ビジネスの創出」と「社会的インパクトの創出」によって、グループの持続的な成長へ繋げていく方針である。

・また、当行は、国連グローバル・コンパクト、責任銀行原則、赤道原則、ポセイドン原則、TCFD、インパクトコンソーシアム及びインパクト志向金融宣言に賛同している。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

SBI 新生銀行グループは、2022 年度から開始される中期経営計画「SBI 新生銀行グループの中期ビジョン」の一環として、「事業を通じてサステナビリティを実現する」という基本戦略を掲げている。この戦略に基づき、「持続可能な環境や社会への責任」を重視したサステナビリティの重点課題を 8 つの分野に分けて取り組んでいる。これらの取り組みのもと、顧客や世の中の環境・社会課題を解決する事業に取り組み、顧客から支持されることでグループが持続的に成長し、その成長が環境・社会の持続性に役立つ好循環を生み出すことを目指している。

これより JCR は、SBI 新生銀行によるサステナビリティファイナンスの実行は、SBI 新生銀行の目標と整合的であると評価している。

2. 選定基準

JCR は、本フレームワークの適格クライテリアについて、評価フェーズ 1 で確認したとおり、高い環境改善効果及び／又は社会的便益を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

3. プロセス

選定プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

2.1 候補となるプロジェクトの選定を行うプロセス

- 1) 調達した資金を充当する適格プロジェクトの選定に関しては、グループ法人企画部及びサステナブルインパクト推進部が、本調達フレームワークに定める適格プロジェクトの条件を踏まえ、候補となるプロジェクト/融資を選定する。選定にあたっては、「新生グリーン/ソーシャル/サステナビリティファイナンス評価」を取得した案件は取得していない案件に比べて優先的に候補となる場合がある（2.2.3 参照）。
- 2) グループ法人企画部及びサステナブルインパクト推進部は、候補として選定したプロジェクトを所管するフロント関連部署に対し、候補プロジェクトを適格プロジェクトとして選定することを通知する。期限前弁済が予定されているなどの理由により、所管部署が適格プロジェクトからの除外を希望する場合には、当該プロジェクトを除いたものを候補プロジェクトとする。

2.2 候補プロジェクトについて本調達フレームワークへの適合性を確認するプロセス

サステナブルインパクト評価室は、2.1 で選定された候補プロジェクトについて、本調達フレームワークに定める適格プロジェクトの条件への適合性及びグリーンボンド原則やソーシャルボンド原則等の外部基準に照らして国際的にもサステナビリティファイナンスの適格プロジェクトとして認められ得るかについて確認を行う。サステナブルインパクト評価室は、グループト

レジヤリー部、グループ法人企画部及びサステナブルインパクト推進部に対し、確認結果を報告する。

2.3 選定するプロジェクトの最終判断を行うプロセス

サステナビリティファイナンスにより調達する資金を充当する適格プロジェクトの最終判断は、グループトレジャリー部長、グループ法人企画部長及びサステナブルインパクト推進部長を決裁権限者とする。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定プロセスについて適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR では前回評価からの変化はないことを確認し、引き続き適切であると判断している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本評価対象に基づき調達された資金が確実にグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象に基づき調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、SBI新生銀行の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートを通じて開示され、透明性は高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク（抜粋）

1. 調達資金と資産の紐づけ方法

調達資金の管理は、グループ法人企画部及びグループトレジャリー部が残存期間にわたりこれを行う。

グループ法人企画部は、当行の社内システムを使用してデータを取得し、適格グリーン及びソーシャルプロジェクトへの資金の充当状況を、少なくとも四半期に1回以上モニタリング及び追跡管理し、グループトレジャリー部、サステナブルインパクト推進部、及びグループ経営企画部宛に報告する。なお、調達資金と紐づけていた資産の残高が、期限前弁済などにより減少し、未充当資金が発生することとなった場合には、速やかに未充当資金を新たな適格プロジェクトに充当することとし、「2.プロジェクトの選定プロセス」に則り新たな適格プロジェクトの選定を行う。また、グリーンファイナンスまたはソーシャルファイナンスにより調達した資金の充当は各々の適格プロジェクトの条件を満たすように、サステナビリティファイナンスにより調達した資金の充当は再充当後の資金使途の全体でグリーン分野の適格プロジェクトの条件及びソーシャル分野の適格プロジェクトの条件を満たすよう再充当する。

2. 調達資金の追跡管理の方法

「1.調達資金と資産の紐づけ方法」に定めるとおり。

3. 追跡管理に関する内部統制及び外部監査

四半期ごとの会計監査を監査法人が行っており、会計帳簿は監査に備えて適切に保管される体制となっている。なお、資金充当状況については、四半期ごとにグループトレジャリー部にてグループトレジャリー担当役員まで報告する方針となっている。また、少なくともサステナビリティ

ティファイナンスで調達する資金の全額が充当されるまでの間、外部評価機関に年次レビューを委託する予定である。

4. 未充当資金の管理方法

未充当資金が生じている場合、当行は未充当額と同額を、現金又は現金同等物、又は市場性のある証券にて管理する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理体制について適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR では前回評価からの変化はないことを確認し、引き続き適切であると判断している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、SBI新生銀行のレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果、社会的便益について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク（変更後・抜粋）

1. 資金の充当状況に関する開示

当行は、少なくとも全額が充当されるまで年1回、また資金の充当状況に関する重大な変更が生じた場合には適時に、資金の充当状況をウェブサイト上で開示する。開示内容には、資金使途の対象となるプロジェクトの分類及び当該プロジェクト分類への充当金額を含む。

2. インパクト・レポーティングの開示方法及び開示頻度

当行は、当該ファイナンスで調達した資金が全額返済又は償還されるまでの間、毎年1回以上の頻度で、「3.インパクト・レポーティングにおける KPI」に定める情報を含むインパクト・レポーティングを、ウェブサイト上で開示する。

3. インパクト・レポーティングにおける KPI（Key Performance Indicator）

インパクト・レポーティングにおけるパフォーマンス指標は ICMA、LMA、官公庁等が公表する各種資料を参考とし、資金を充当するプロジェクトに応じて可能な限り客観的かつ定量的な指標を開示する。ソーシャルプロジェクトについてはアウトプット指標、アウトカム指標及びインパクト指標を開示する。ただし、アウトカム及びインパクトは一般的に定量化が困難な場合も多いことから定性的な情報も活用することとし、インパクトの開示としては、主にプロジェクトにより見込まれる SDGs や国・地域の目標への貢献を開示する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載されたレポーティング体制について適切と評価している。今次レビューにあたり、SBI 新生銀行では資金使途の変更を受け、レポーティング項目について修正している。

適格プロジェクトカテゴリー	インパクト・レポート指標例
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・発電量実績 ・CO2 排出削減相当量
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の概要、機器数 ・CO2 排出削減相当量
クリーンな運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2 排出削減相当量
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ・対象物件のグリーン認証内容 ・CO2 排出削減相当量 ・エネルギー効率

図表 9：グリーン分野の各適格プロジェクトカテゴリーにおけるインパクト・レポート指標例

適格プロジェクトカテゴリー	アウトプット指標例	アウトカム指標例	インパクト指標例 (定性指標)
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の種別や規模（定員数、居室数等） ・対象となる人々 	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働にかかる情報 ・設備による便益 ・サービスを受ける人数 ・在宅復帰、在宅療養支援等にかかる情報 	プロジェクトの実施により期待される SDGs や国・地域の目標への貢献
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設や設備の種別や規模（病床数等） ・対象となる人々 	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働にかかる情報 ・サービスを受ける人数 	
事業承継	<ul style="list-style-type: none"> ・投資企業数 ・投資金額 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業が承継された企業概要 ・雇用が維持された人数 	
手ごろな価格の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・管理戸数 ・入居戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働に係る概要 ・向上した入居率 	

図表 10：ソーシャル分野の各適格プロジェクトカテゴリーにおけるインパクト・レポート指標例

JCR は変更後のレポート体制について適切であると判断している。

なお、これまでのレポート実績に関しては、過去に実行したサステナビリティファイナンスにつき、資金充当状況と同様に、インパクト・レポートについても適切に開示されていることを、JCR は確認している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、SBI新生銀行の経営陣がサステナビリティを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているほか、専門的部署が社外の専門家の意見を取り入れながら、組織として環境を含むサステナビリティに関する取り組みに関与していると評価している。

SBI 新生銀行グループは、サステナビリティ経営として「事業を通じた環境・社会・お客さまへの長期的な貢献」と「SBI 新生銀行グループの持続的な成長」との好循環を目指している。SBI 新生銀行は、SBI 新生銀行グループの機能を存分に活用して顧客の課題解決に取り組むことで、顧客の事業とそれを取り巻く環境・社会がより良いものとなり、そのことが SBI 新生銀行グループの企業価値向上に繋がると考えている。SBI 新生銀行はこれらを「グループサステナビリティ経営ポリシー」として、サステナビリティ経営における基本方針として定めている。

サステナビリティ経営は、取締役会の監督のもと、グループ経営会議による意思決定によってなされている。グループサステナビリティ委員会を設置し、チーフサステナビリティオフィサー及びシニアサステナビリティオフィサーがそれぞれ委員長及び副委員長を務め、サステナビリティ経営に係る事項について調整、協議し、業務執行に反映させている。サステナビリティ委員会は取締役会及びグループ経営会議に対して定期報告を行うとともに、重要事項の付議を行っている。またグループ本社にサステナビリティ経営の企画・立案・推進を担うサステナビリティ&コミュニケーション統括部を設置するほか、グループ各社にサステナビリティ推進組織を設置し、推進を強化している。また、SBI 新生銀行は TCFD への賛同、責任銀行原則、インパクト志向金融宣言への署名を行うなど、国内外のイニシアティブへの参画、賛同も行っている。

SBI 新生銀行は 2030 年度までにサステナブルファイナンスの組成金額累計 5 兆円を目標に掲げ、グリーンローン、ソーシャルローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンスなどの組成に取組むほか、ヘルスケア領域へのリースや ZEH ファンド、住宅用ソーラーローンなど、グループ一体となってサステナブルファイナンスを積極的に推進している。

以上より、経営陣がサステナビリティを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているほか、経営陣がサステナビリティを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているほか、専門的部署が組織として環境を含むサステナビリティに関する取り組みに関与していると JCR は評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

SU 1(F)

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価 (資金使途)」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”と、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性 評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・深澤 優貴

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生の損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル